

岩手県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨宮古市長から次のとおり通知があった。

令和6年8月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 宮古市内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年6月1日から令和7年3月20日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 地図情報レベル2500数値地形図新規作成、地図情報レベル2500数値地形図修正及び地図情報レベル10000数値地形図縮小編集
- 2（1） 公共測量を実施する地域 宮古市内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年6月1日から令和7年3月20日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 地図情報レベル2500 3D都市モデル作成